平成29年度　観光ガイドブック増刷業務

委託業務仕様書

**1.　業務目的**

沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下OCVB）は、県外におけるイベント（旅行博、物産展等）において、沖縄観光の総合情報を発信することで沖縄旅行未経験者市場の開拓及びリピーターの再訪促進を通し、国内における沖縄県への安定的な誘客と観光経済効果の向上を図ることを目的とする。

**2.　委託期間**

契約締結の日から平成30年3月9日（金）まで

**3.　業務内容**

（1）観光ガイドブック増刷作業

入稿データは一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」）より提供。

①仕様

規格：A4変形型判　フルカラー

紙質：マットコート紙　35ｋｇ

ページ数：40ページ（表周り8ページ【4つ折り】＋32ページ）

下記URL内「沖縄観光ガイドブック」参照

（<http://www.okinawastory.jp/pamphlet>）

②増刷部数：13万部

③納 品 先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

※平成30年3月5日（月）までに沖縄県内指定倉庫に1万部を納品。

残りは分納とし、在庫は受託事業者倉庫に保管するものとする。（保管期間は原則平成30年3月31日までとするが、納期から最大半年間の保管を想定すること）

※発送費用が発生する場合は金額計上し記載すること。

④製本完了後、本業務で作成した入稿用データ（AIデータ等加工可能なデータ及びPDFデータ）、写真、図版素材の電子データ（非圧縮）　1枚

（2）ガイドブック修正作業

　　修正箇所は全体の約30％

※文言修正及び写真の差し替え程度の修正となり、委託事業者決定後に提示する。

（3）報告書の提出

提出期限：平成30年3月9日（金）

**4.　瑕疵担保責任**

　OCVBへの引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

**5.著作権・特許等**

(1)受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権）を、OCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前OCVBの承諾を得るものとする。

(2)受託事業者は、OCVBの同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。

(3)成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。

(4)著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

**6．問い合わせ先**

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部　営業推進室　国内プロモーション課　担当：橋本・高橋

TEL：098-859-6125／FAX：098－859-6222